



平成 17 年 10 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社アイケイコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 加 藤 義 博
(JASDAQ・コード番号：3377)
問 合 せ 先 経営管理室・人財管理室・
経営企画室管掌
取 締 役 松 本 博 幸
(TEL. 03-5773-8414)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 10 月 25 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づくストックオプションの実施を目的として、特に有利な条件をもって新株予約権を発行する事について、平成 17 年 11 月 29 日開催予定の当社第 7 回定時株主総会に付議する事を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件を持って新株予約権を発行する理由

当社の業績と当社の取締役、監査役及び従業員の受ける利益とを連動させる事により、当社の業績向上へのインセンティブを与え、当社株主の利害と可及的に一致させる事により業績を向上させる事を目的として、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、無償にて新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 200 株を上限とする。

なお、新株予約権発行後に当社が株式分割、株式併合を行なう場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 新株予約権の総数

200 個を上限とする。

(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株。ただし、上記 (2) に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

- ① 新株予約権 1 個当たりの払込金額は、以下に定める株式 1 株当たりの払込金額 (以下「行使価額」という。) に新株予約権 1 個当たりの株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日を除く。) におけるジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の終値 (取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。) を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

- ② 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ③ 新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行もしくは、自己株式の処分をする場合又は時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得する事ができる新株予約権又は新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 19 年 12 月 1 日から平成 21 年 11 月 30 日まで。

(7) 新株予約権行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、その割当を受けた時から権利行使時に至るまでの間、継続して当社の取締役、監査役又は従業員の地位にある事を要する。ただし、任期満了による退任、従業員の定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権の割当を受けた者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。
- ③ 新株予約権の割当を受けた者は、一度の権利行使手続きにおいて、付与を受けた本件新株予約権

の全部又は一部を行使する事ができる。

- ④ その他の条件については、平成 17 年 11 月 29 日(火)開催予定の当社第 7 回定時株主総会以後に開催される取締役会により定める。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権の全部を無償で消却する事ができる。
- ② 新株予約権の割当を受けた者が、退任又は退職した場合、当社は新株予約権を無償で消却する事ができる。
- ③ 新株予約権の割当を受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で消却する事ができる。
- ④ 当社は、いつでも当社が取得し保有する未行使の新株予約権を無償にて消却する事ができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。

(10) 株式交換及び株式移転による新株予約権の完全親会社への承継及び承継後の新株予約権の内容に係る方針

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、以下の方針により、未行使の新株予約権を当該株式交換又は株式移転後の当社の完全親会社（以下「完全親会社」という。）に承継させる事ができる。

- ① 新株予約権の目的となる株式の種類
完全親会社の普通株式
- ② 新株予約権の数
上記(2)に記載の株式数（調整がなされた場合には調整後の株式数。）に、株式交換又は株式移転の際に当社株式 1 株に対して割り当てられる完全親会社株式の数（以下「割当比率」という。）を乗じて計算し、1 株未満の端数はこれを切り捨てる。
- ③ 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額(承継後払込金額)
$$\text{承継後払込金額} = \text{承継前払込金額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$
- ④ 新株予約権を行使する事ができる期間
上記(6)に定める期間とし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換又は株式移転の効力発生日より上記(6)に定める期間の満了日までとする。
- ⑤ 権利行使の条件並びに消却事由及び条件
上記(7)及び(8)に準じて決定する。
- ⑥ 承継後の新株予約権の譲渡制限
承継後の新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(11) 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、平成17年11月29日(火)開催予定の当社第7回定時株主総会以後に開催される取締役会決議により定める。

注) 1. 上記の内容につきましては、平成17年11月29日(火)開催予定の当社第7回定時株主総会におきまして、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決される事を条件としております。

2. 当社は平成17年10月17日に平成17年11月30日を基準日とする株式分割を決議しております(平成17年10月17日開示「株式分割(無償交付)及び行使価額の調整に関するお知らせ」)。その為、今回の新株予約権の発行につきましては、平成17年11月中に行なう予定はございません。

以上